

三春町地域まるごと省エネ計画 概要版

三春町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 三春町地域まるごと省エネ計画策定の目的

三春町は、「三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町が行う事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けて取り組んできました。

しかし、温室効果ガスの排出は、町民、事業者、町といった、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、協力・連携して計画的に取り組む必要があります。

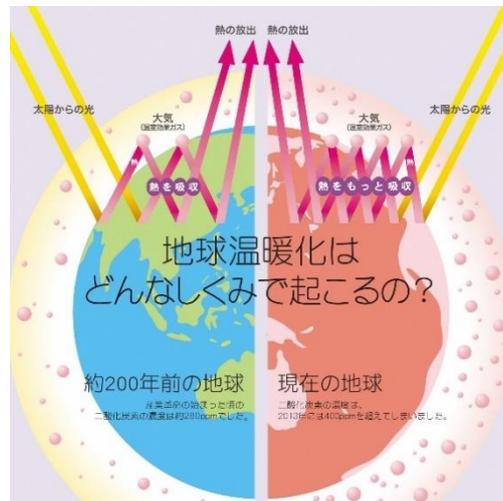
温室効果ガス排出量の削減目標を定め、省エネルギーの取組内容などを明確化し、地域ぐるみでの省エネルギーの取組みを推進するため、このたび「三春町地域まるごと省エネ計画」を策定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において策定が努力義務とされている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものとします。

2 地球温暖化とは

（1）温暖化のしくみ

地球は、太陽からの熱によって温められ、その熱は地表や海で反射して宇宙に放出されています。地球の表面にある窒素や酸素、二酸化炭素（CO₂）などは「温室効果ガス」と呼ばれ、太陽からの熱を吸収し、地表から宇宙への熱の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎると、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用するようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。IPCC「気候変動に関する政府間パネル」第5次評価報告書（2014年）によると、1880～2012年の間に、世界の平均気温は 0.85℃上昇しています。2100年末には、1986～2005年の平均と比べて、最小 0.3～1.7℃上昇、最大 4.8℃上昇と予測されています。



地球温暖化のしくみ

【(出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より】

（2）地球温暖化の影響

IPCC 第5次評価報告書では、地球温暖化の将来的リスクとして、「海面上昇・高潮」「洪水・豪雨」「熱中症による健康被害」「水不足・食糧不足」「生態系の破壊」など、社会生活への深刻な影響を指摘しており、わが国においても、すでに局地的な豪雨や熱中症による健康被害などが顕在化している状況にあります。

3 計画期間、基準年度と目標年度

計画期間	2019（平成31）年度 ～ 2030年度
基準年度	2013（平成25）年度
目標年度	2030年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うこととします。見直し時期の目安については、第1段階として、2020年度末までの状況をふまえて見直しを行い、第2段階として、その5年後の2025年度末までの状況をふまえて見直しを行うことを想定しています。

4 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、三春町全域とします。また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源CO ₂	廃棄物分野（一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

5 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガスの排出量の推計

基準年度である2013（平成25）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、運輸部門と産業部門からそれぞれ約3割、次いで家庭部門から24%、業務その他部門が16%、一般廃棄物からの排出量が約1%となっています。

表2-3 部門別温室効果ガス排出量の推移

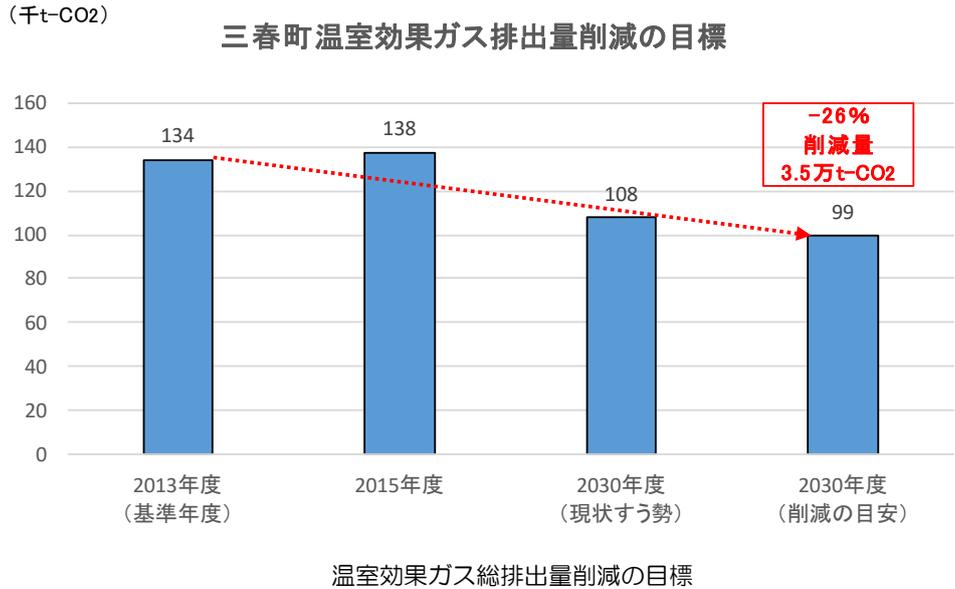
部門等	2013（平成25）年度		2015（平成27）年度		2015（平成27）年度	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	2013年度比 増減量 (千t-CO ₂)	増減率
合計	134.35	100%	137.65	100%	3.30	2.5%
産業部門	39.11	29%	44.63	32%	5.51	14.1%
製造業	37.03	28%	41.64	30%	4.61	12.4%
建設業・鉱業	1.85	1%	2.52	2%	0.67	36.2%
農林水産業	0.23	0%	0.46	0%	0.24	103.4%
業務その他部門	20.83	16%	22.67	16%	1.84	8.8%
家庭部門	32.70	24%	28.68	21%	-4.01	-12.3%
運輸部門	40.49	30%	40.18	29%	-0.31	-0.8%
自動車	39.12	29%	38.92	28%	-0.20	-0.5%
旅客	21.24	16%	20.41	15%	-0.83	-3.9%
貨物	17.88	13%	18.51	13%	0.63	3.5%
鉄道	1.37	1%	1.26	1%	-0.11	-8.1%
船舶	0.00	0%	0.00	0%	0.00	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.22	1%	1.49	1%	0.27	22.3%

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計値」】

(2) 削減目標

削減の目安 **2030年度までに、2013（平成25）年度比で26%削減**

国は「パリ協定」の採択を受け、平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、「平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比26.0%削減」とする温室効果ガス排出量の削減目標を示しました。本町の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標を踏まえたものとしてします。



6 温室効果ガス削減・抑制のための施策、取組み

(1) 基本目標、施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の基本目標、施策体系で実施していきます。

本計画記載の施策・取組みだけでなく、町の全ての事業において地球温暖化対策に配慮します。

将来像	
「豊かな自然・歴史・文化に生まれ未来に輝く元気なまち三春」 ～いつまでも住みよい自慢し合えるまちづくり～	
基本目標	施策
1. 再生可能エネルギーの導入・利用促進	施策① 太陽光発電等の普及促進
	施策② 木質バイオマス等の活用の推進
2. 省エネルギーの推進	施策① 事業者の省エネルギーの推進
	施策② 町民の省エネルギーの推進
	施策③ 町の省エネルギーの推進
3. 低炭素型まちづくりの推進	施策① 低炭素型車社会づくりの推進
	施策② 吸収源となる森林の保全・活用
4. 循環型社会の推進	施策① ごみの減量化・資源化促進
5. 多様な人々が取り組む環境づくり	施策① 情報交換の場の醸成
	施策② 体験・学習の場の創出

(2) 町民・事業者の取組み

町民・事業者は、町の施策・事業に伴うそれぞれの取組みを自主的に推進していきます。

なお、町が温室効果ガスの排出者としての立場から、職員らが取り組むべき内容は「第2次三春町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の「第3章 取組内容」に基づいて行います。

①町民の役割

地球温暖化は着実に進行している重要な問題です。まずは町民一人ひとりが地球温暖化に関心をもち今できる取組みから着実に行動し、やがて個人から集団単位での温暖化対策に関する活動が生まれることにより、温室効果ガス削減の加速化を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・日常生活の中でできる省エネルギー行動を実践する。・家電製品は省エネモードを活用し、使用しないときは電源を切る。待機電力の削減も意識する。・近所への外出はできるだけ徒歩や自転車を利用する。・自動車の運転は、「急」のつく運転（急発進・急ブレーキ）を避け、エコドライブに努める。
エネルギーの利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・買い替えの際は省エネルギー型家電製品の購入に努める。また、照明のLEDへの更新を進める。・住宅を新築・改築する際は、冷暖房効率にすぐれた高断熱住宅を検討する。・次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）への買い替えを進める。・住宅への太陽光発電や蓄電池の導入を検討する。
低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・身近な場所の緑化に努める。・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・必要なものを必要量買い、ごみの発生抑制に努める。・マイバッグの持参、容器・包装の少ない商品の購入に努める。・食材の使い切り、ごみの減量化に努める。・資源の集団回収に協力する。・環境にやさしい商品の使用に努める。・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、地球温暖化に関する意識の啓発に努める。・家庭や仲間、町内会など、環境教育に係る取組みの輪を広げ、環境保全意識の共有化を図る。・環境団体の活動に参加する。

②事業者の役割

それぞれの事業者が、経営方針、事業内容や規模に照らし、創意工夫しながら適切な取り組みを推進していくとともに、事業所の自主的な環境活動の実践、環境負荷の少ない製品やサービスを提供することにより、事業活動により排出される温室効果ガスの削減を目指します。

環境行動の推進に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・昼休みの消灯やノー残業デー、ノーマイカーデーを設定するなど、できることから省エネルギー行動を実践する。・クールビズ、ウォームビズを励行し、冷暖房の適正化を図る。・パソコンは省エネルギーモードで使用し、使わないときは電源を切る。・待機電力の削減に努める。・社用車の運転時、エコドライブに努める。・徒歩（ウォークビズ）や自転車での通勤を励行する。
エネルギーの利用の効率化に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・設備更新時は省エネルギー設備の導入に努める。・トップランナー基準を満たした電気製品の導入に努める。・エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法の検討を行う。・建築物を新築・改築する際には、高断熱化に努める。・燃費基準達成車への買い替えに努める。・太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を検討する。・施設園芸・農業機械の削減対策を検討する。
低炭素社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・敷地内の緑化に努める。・地域の緑化活動に参加する。
循環型社会の構築に向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・製品製造過程における廃棄物の減量化・再生利用に努める。・容器・包装の少ない製品の製造・販売に努める。・再生資源などの使用に努める。・製品製造・販売時に発生した廃棄物の適正な処理に努める。・容器・包装の少ない製品を購入する。・グリーン購入に努める。・資源の集団回収に協力する。・両面印刷に努めるとともに、ミスプリントの防止に努める。・適正なごみの分別に努める。
排出削減への意識の基盤づくりに向けた施策	<ul style="list-style-type: none">・環境関連団体などが開催するセミナーなどに参加し、従業員個人の意識啓発に努める。・職場での環境教育に努める。・環境団体の活動に参加する。